事前相談から指定までの流れ（熊本市の確認手順）

		チェック
【事前相談】 事業開始の 2ヶ月半以上前	**STEP1　社会福祉事業の実施に係る適正の確認**	
	①社会福祉事業の実施に係る契機（動機）の確認	
	②実施予定のサービス事業を選択した理由の確認	
	③事業者としての理念及び方針の確認	
	↓	
	STEP2　希望するサービスの趣旨に該当するかの確認	
	①事業実施計画の確認	
	②収支予算の確認（事業の継続性及び安定性の確認）	
	③サービスごとの要点確認	
	↓	
【事前協議】 事業開始の 2ヶ月以上前	**STEP3　他の法令等に基づく必要な手続きの確認**	
	①図面等による設備基準の概要確認	
	②支援・作業内容に応じた他法令の手続きの確認	
	↓	
	STEP4　人員及び運営の概要確認	
	①要件のある職種（管理者、サービス管理責任者等）の就任予定者の確認	
	②管理者及びサービス管理責任者の予定者に対する運営基準の把握状況の確認	
	↓	
事業開始の 1ヶ月半以上前	**STEP5　事業者による申請書類の提出**	
	↓	
原則として 申請日から 30日以内	**STEP6　申請内容の精査**	
	①事業者が提出した書類による人員、設備及び運営基準の適合確認	
	②提出書類又は他部局紹介による他法令の適合確認	
	↓	
毎月<u>1日</u>付での 指定	**STEP7　指定**	
	↓	
	STEP8　事業開始後の運営状況確認	